

高岡市地域交流センター利用上の注意

<利用基準>

次の場合は利用許可できません。また、許可後に違反行為があったときは、直ちに許可を取消し、以後の利用を禁止します。

- (1) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設または設備器具を損傷、または汚損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員が使用するとき。
- (4) ネットワークビジネス、マルチ商法など社会的に批判される行為が認められるとき。
- (5) その他センターの管理運営上支障があると認められるとき。

○政治的な活動を目的とした使用については、原則として認められますが、下記行為は禁止行為となります。

- ・施設の共用スペースへの政治的なチラシやのぼり旗などの配架、掲示
- ・他の一般利用者に対し、勧誘したり、主義主張を説明したりする行為

○宗教的な活動を目的とした使用については、原則として認められますが、下記行為は禁止行為となります。

- ・宗教団体の商品などを販売したり、販売を目的とした宣伝などを行う行為
- ・葬儀若しくは告別式、または宗教上の儀式、式典若しくはこれに類する行事
- ・施設の共用スペースへの宗教的なチラシやのぼり旗などの配架、掲示
- ・他の一般利用者に対し、勧誘したり、主義主張を説明したりする行為

<注意事項>

利用に当たっては、次の事項を厳守ください。守られない場合は、以後の利用を禁止することもあります。

- (1) 近隣及び他の利用者に迷惑を掛けないように注意してください。
- (2) 火気使用は原則できません。
- (3) センター内は全面禁煙です。屋外の指定場所で喫煙してください。
- (4) 大音量など他の使用者に迷惑となるような音漏れの恐れがある場合は、使用できません。
- (5) 設備、備品等を破損したときは、速やかに受付職員に報告してください。
(弁償していただく場合もあります。)
- (6) 退室の際は、整理・整頓、軽清掃を行い、消灯・施錠を確認してください。
- (7) ゴミ（弁当の空き容器、空ビン、空カン等）については、全て各自で持ち帰ってください。
- (8) 自然災害などで利用者に危険が生じる恐れがある場合や、市の特別な事情（避難所、選挙投票所など）で使用する場合には、利用を中止させていただくことがあります。